

消費事業所様各位

〇〇〇〇

高圧ガス容器盗難防止のお願い

平素は弊社をご愛顧賜りまして、誠にありがとうございます。

あわせて、日ごろは弊社高圧ガス商品の取り扱いにおきまして、保安上格別のご理解とご配慮を賜っておりますことをまずは御礼申し上げます。

さて、高圧ガス安全な取り扱いにつきましては、自主的な活動の促進をうたった高圧ガス保安法施行（旧高圧ガス取締法からの改称）以来、我々高圧ガス販売店とみなさま消費事業所様が連携した、保安活動にもかわりませず、この十年以上の間の高圧ガス事故、特に高圧ガス容器の盗難・紛失という案件につきまして、極端に増加しております。この一、二年は極端な増加傾向に歯止めがかかりつつあるといわれるものの、なおその件数はきわめて高い水準で推移しており、危機的な状況といわれております。

高圧ガスの保安法におきましては、取締法時代から紛失・盗難を事故として届出する義務がありました。それが保安法時代になってから増加傾向に転じた原因を、企業におけるコンプライアンス意識の高まりを示唆する論調もあるようですが、実際には盗難事故の中には大量の民生用プロパンガス容器が含まれており、単に企業の届出意欲の増大だけで説明できる内容ではないと分析されております。

容器の盗難・紛失の日常化は、不明容器、管理者不在容器を生み出し、販売店から長期停滞容器に対する危険告知を行う上でも阻害条件となっております。長期停滞した管理者不在容器が、正式なルートで返却されず、産業廃棄物として処分されようとしたため、今年初め（2013年2月）にも容器の激突による死亡事故が発生しております。ほかにも、過去には盗難容器を用いてシャッター破りや金庫破りを行った犯罪が起こった記録も少なくありません。そもそも溶断などに用いられるガスの盗難は、犯罪など他人に用途を知られてはいけないと考える利用者が、販売店を通じて足がついてはいけないと考えて行うものであるため、盗まれたガスの多くがそういった用途に使われているようです。

また、車両などに積載されていた状態で、車両ごと盗まれた（この状況はほとんどの場合、高圧ガス保安法違反ですが）場合など、意図せずして入手した容器や、紛失容器などは、適当な空き地などに捨てられた放置容器として発見され、腐食して破裂する危険性や、知識のないものが取り扱うことによる二次災害の発生も危惧されます。

このように、高圧ガスが危険なものであることをご理解されている消費事業所のみなさまの管理を外れた場合、容器はたいへん危険な物体として社会に危害を加える可能性があります。その点を十分お含みおきいただきまして、事業所で占有されている高圧ガス容器の盗難・紛失防止には、改めまして格別のご理解とご配慮をたまわりたく、ここにお願ひ申し上げるしだいであります。

あわせて、事業所外への持ち出し容器につきましては、出入り管理を厳格に行っていただきますようお願い申し上げます。

今後ともみなさまの事業活動の安全と、ますますのご繁栄を心よりお祈り申し上げます。